

次世代育成支援(厚生年金の給付と負担関係)の拡充

【平成17年4月～】

年金制度における次世代育成支援策を拡充し、子が3歳に達するまで、
 育児休業(準ずる休業を含む。)中の保険料免除制度を拡充
 勤務時間の短縮等の措置を受け就業継続する者に、子が生まれる前の賃金で給付算定する措置を創設

【子の年齢】	出産前	誕生	1歳	3歳
《【親の就業状況】		育児休業	育児休業に準ずる休業	
《【賃金】		なし又は低下		
《【保険料】		免除	→	
《【標準報酬】	→	従前水準とみなす	→	
《【親の就業状況】		勤務時間の短縮等の措置		
《【賃金】		低下		
《【保険料】		賃金に応じて徴収		
《【標準報酬】	→	↑ 従前水準とみなす ↑	→	

《育児休業法のしくみ》

〔～1歳〕育児休業 又は 勤務時間の短縮等の措置 〔1～3歳〕育児休業に準ずる休業 又は 勤務時間の短縮等の措置

「勤務時間の短縮等の措置」とは

短時間勤務制度

フレックスタイム制度

始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

所定外労働の免除

託児施設の設置運営等